

### 基準 36 非常用の進入口の設置に関する基準

非常用の進入口の設置については、建基令第 126 条の 6 及び第 126 条の 7 の規定によるほか、次によること。◇

- (1) 道に面する外壁面及び道に通じる幅員 4 m 以上の通路その他空地に面する外壁面を有する建築物には、両方の外壁面に開口部を設けること。
- (2) 非常用の進入口は、電気室等の消防隊が活動困難な場所に設置しないこと。
- (3) 5 階以上の階で足場のない箇所に設置する代替開口部については、外部レバーハンドル等屋外から破壊活動を伴わずに開放できるものとする。